

平成20年度

つくばみらい市 奨学生 募集!

高等学校奨学生

市では、つくばみらい市奨学金貸付条例などにに基づき、経済的理由により修学が困難な方を対象に、平成20年度奨学生を次のとおり募集します。

○奨学生の種類○

A つくばみらい市奨学生

B つくばみらい市高等学校奨学生

※ **A**、**B** いずれの記載のないものは、共通の事項です。

1. 申請資格

- A**
- (1) 本市市民の被扶養者
 - (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定に基づく専修学校（専門課程）・短期大学・大学に進学または在学する方
 - (3) 身体が健康であり、学業優秀かつ品行方正である方
 - (4) 確実な連帯保証人を付すことができない方（※1）
 - (5) 奨学金に類する他の学費の貸与を受けていない方（※2）
- B**
- (1) 本市市民の被扶養者
 - (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定に基づく高等学校・高等専門学校に進学または在学する方
 - (3) 確実な連帯保証人を付すことができない方（※1）
 - (4) 奨学金に類する他の学費の貸与を受けていない方（※2）

2. 募集人員、貸与月額および貸与期間

区分	A	B
	専修学校 短期大学	高等学校 高等専門学校
募集人員	5人	若干名
貸与月額	30,000円	20,000円
貸与期間	平成20年から在学する学校の 正規の修業期間	

3. 募集期間

4月25日(金)まで

4. 申請手続き

申請をされる方は、次の書類

※1 **A**の(4)、**B**の(3)の連帯保証人について
連帯保証人は、2人立ててください。(各々独立の生計を営む成人者)

※2 **A**の(5)、**B**の(4)について
〈例〉日本学生支援機構(旧日本育英会)、茨城県奨学生、母子福祉資金、募婦福祉資金、生活福祉資金(茨城県社会福祉協議会)、交通遺児育英会、あしなが育英会、各大学独自の奨学金 など。併願はできません。

を学校教育課へ提出してください。申請書様式は、学校教育課または市内の中学校、近隣の高等学校へお問い合わせください。

(1) 奨学金貸付申請書(様式第1号)

(2) 奨学金貸与申請者推薦調書(様式第2号)

※ 新入生については、卒業した高等学校長からのもの **A**

※ 新入生については、卒業した中学校長のもの **B**

(3) 在学証明書(募集期間内に提出してください。)

(4) 住民票(申請者家族全員について記載されているもの)

(5) 所得証明書(主たる家計支持者)

※ 平成19年源泉徴収票ほか平成19年の所得がわかるものを募集期間内に提出してください。(写し可)

5. 奨学生の選考および決定

7月初旬に、教育委員会における選考結果をご本人あて通知します。

6. 奨学金の返還

(1) 奨学金は無利子とし、
A 卒業した日の属する月の翌月から10年以内に貸与を受けた

総額を返還していただきます。
B 卒業した日の属する月の翌月から起算して6月を経過した後、15年以内に貸与を受けた総額を返還していただきます。

(2) 返還猶予
ア さらに上級の学校へ入学したとき
イ 病気その他正当な理由により、奨学金の返還が困難であるとき

(3) 返還免除
貸与を受けた方が死亡したときは、奨学金の全部または一部返還を免除することがあります。

(4) その他
・ 奨学生が放校処分に付されたときは、ただちに奨学金の全額を返還していただきます。
・ 本市市民の被扶養者でなくなった場合、奨学金貸与が取り消され、奨学金の返還をしていただきます。

◆問い合わせ先

谷和原庁舎学校教育課
☎ 58-2111 (内線8201)

※ 県教育庁高校教育課
(☎ 029-301-5245) にも
同様の制度があります。